

# 令和3年度第11回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 2月10日(木) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (20名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃			
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内敏博	博
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川重雄	雄
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤利一	一
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	潔
〃	9番	猪口実彦	〃	20番	香川	恵
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田和	廣
〃			〃	22番	石谷	隆
〃			〃			
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永正司	司

4. 欠席委員 (4名)

委員	11番	中村精	委員	12番	福田淳一郎	郎
委員	15番	上田壽一	委員	23番	加藤	修

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：1名)

せんだい 川口賢司

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 65 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 66 号 公売買受適格証明(農地法第3条関係)について  
議案第 67 号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 68 号 非農地証明について  
議案第 69 号 鳥取市農用地利用集積計画について  
議案第 70 号 鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (4) 農地の形状変更届出書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 西村会計年度任用職員

8. 会議内容

		開会：午後1時30分
事務局 長		ただ今から、令和3年度第11回鳥取市農業委員会総会を開会します。 (鳥取市農業委員会憲章唱和)
事務局 長		それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長		まず、定足数の確認ですが、本日は議席番号11番の中村委員、12番福田淳一郎委員、15番上田委員、23番加藤委員から欠席の報告がありました。24名中20名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、本会は成立していることを報告します。 以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長		それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号16番 藏内委員、17番 砂川委員をお願いします。
議長		それでは、議事に入ります。議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号44番と45番の2件ありまして、44番は、吉岡温泉町で田が3筆2,015㎡、所有権移転の売買となっております。 2件目の整理番号45番は、用瀬町で畑が244㎡の贈与による所有権移転となっております。すべての申請が、農地法第3条第2項の許可をすることができない項目に該当していないため、許可要件を満たしていると思われまます。
議長		それでは、整理番号44番を審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		報告の前に、この湖南地区の担当は福田淳一郎委員ですが、入院されたということで、私のほうに現地確認と発表をやってもらえないかということがありましたので、報告させていただきます。 推進委員、事務局、それから譲受人で現地を確認しました。譲受人の家の裏の2反ほどの田んぼで、いつからかわからないが耕作していたとのこと。確認したところ水稲が植えてあったことが確認できました。譲受人に機械類も見せていただきトラクター、コンバイン、田植機等たくさんありまして、問題ないと思われまます。 譲渡人に確認したところ、これまで農業をしたことはなく年を取ってから渡すより、相続による名義変更を機に譲受人に依頼した経緯があります。以上のことから、全く問題ないと判断しました。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		ないようですので採決に移ります。 整理番号44番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 続きまして整理番号45番を審議します。担当農業委員、安東委員の報告をお願いします。

安東委員	<p>推進委員、事務局、譲受人と私の4人で現地確認を行いました。譲渡人は仕事の都合で来られないとのことでした。当日は大雪で、とても現地に行くことが出来ないため、農地ナビで農地であることを確認しました。</p> <p>譲渡人は市街地に出ており、用瀬町に帰る意思も農地を耕作する意思もないということでした。譲受人は2町4反の耕作をしておられ、機械もトラクター2台、コンバイン、乾燥機、籾摺機も各1台所有しており、チェックシートに照らし合わせても、問題ないと思われ許可相当と考えます。</p>
議長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に入ります。 整理番号45番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第66号「公売買受適格証明(農地法第3条関係)について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず訂正をさせていただきます。買受適格証明(農地法第3条関係)についてとありますが、最初に公売という文字が抜けていましたので追加をお願いします。</p> <p>本件は公売となっております。今回、買受適格証明が認められた場合、この後、3条申請が必要となりますが、今回審議しておりますので、改めて3条申請の時に審議しなくても許可できることになっております。</p> <p>今回の案件は、気高町上光で田が1筆1、811㎡となっております。被公売人、願出人は議案書に記載の通りです。</p>
議長	<p>それでは担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。</p>
柳田委員	<p>推進委員、事務局、私の3人で現地を確認しました。昨年の春ごろ、公売の話があり、私たちのほうに誰か作ってくれる人はいないかという話があり、推進委員が近くの人に当たったが、どうにもならずそのままになっていた。公売も2回目で願出人が受けてもよいということでした。</p> <p>今、この土地は放棄地になっており、セイタカアワダチソウが生えております。ただ、木は生えていないので何とかかなと思います。願出人は会社員で家に田と畑を持っておられます。</p> <p>気になったのは機械類が耕運機1台しかないということ、距離が車で10分～15分かかるとのことです。本人はやりたいということで、公売までしてやりたいものを、我々農業委員がやめろといえない。推進委員とも話をしましたが、耕作放棄にならないように、常に現地を確認することとします。</p> <p>ただ、この荒れ地を作ってもらえるということであれば、あえて農業委員のほうからいうのではなく、見守る形をとりたいなということで話しています。</p>
議長	<p>質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に入ります。 整理番号1番につきまして原案どおり証明することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案は原案どおり証明いたしました。</p>

		議案66号「公売買受適格証明（農地法第3条関係）について」を終わります。 続きまして、議案第67号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号は一時転用の6番と55番の2件です。 一時転用の整理番号6番、申請地は長柄、転用目的は木材仮置場、農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は一時転用となっています。 整理番号55番、申請地は佐治町古市、転用目的は農業用資材置場、農地区分は第1種農地、許可根拠は農業用施設等となっております。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。
議長		それでは、整理番号6番を審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		推進委員、事務局、私の3名で現地確認しました。この土地に隣接した山がありまして、その山の木を伐採し植林したいということで、伐採した木の置場として使いたいということです。 この土地は鹿野ファームが管理しているところで、耕うんしてありまして、きれいなものでした。譲受人は東部森林組合で伐採も含めて行って、期間も5か月で問題ないだろうと思っています。
議長	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号6番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き整理番号55番を審議します。福安委員の退席をお願いします。担当委員の安東委員の報告をお願いします。
安東委員		整理番号55番は佐治担当の委員が当事者なので、用瀬担当が報告させていただきます。推進委員、譲渡人の相続人の代理人、譲受人、私の4人で現地確認を行いました。 申請地は、譲受人の工場と国道との間の土地で、きのこの生産に伴うおがくず置場として利用するとのことでした。 周りの地権者からの同意書もあり、チェックシートに照らしても問題ないと感じました。
議長	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号55番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。
議長	長	続きまして議案第68号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号は140番から146番まで合計7件となっています。整理番号143番と

		145番は市街化区域となっています。申請地、申請者、事由、現況は議案書に記載のとおりです。
議	長	それでは、整理番号140番を審議します。担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員		推進委員、事務局、本件を提出した行政書士、私の4人で現地確認を行いました。地図を見ていただけますでしょうか。場所は集落と山陰本線の下をくぐって抜ける道の角の所です。現地の状況は、平成13年ごろから耕作しておらず荒地になっている状況です。周りは高い竹が密集していますし竹の根が張っている荒地となっています。開墾しない限り無理な畑だと思いました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号140番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 引き続き整理番号141番を審議します。担当農業委員、蔵内委員の報告をお願いします。
蔵内委員		推進委員、地権者、事務局、私の4人で現地確認しました。現況は、昭和21年から住宅が建っており、空き家となっていて、一部は崩壊している状態でした。 農地法施行日、これが昭和27年10月21日ですが、これ以前から非農地であった土地に該当しますので問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号141番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 引き続き整理番号142番を審議します。 担当農業委員、安東委員の報告をお願いします。
安東委員		現地確認は、推進委員2名と事務局、私の4人で行いました。申請者は仕事の都合で出席できないとのことでした。 地図を見てもらうと分かりますが、2筆は山の斜面となっていて雪深く、とても現地まで行けないので、目視で確認しました。申請者に確認したところ、1筆には杉が植えてあり、もう1筆は急斜面で柿が植えてあったとのことでした。 別の筆は県道拡幅の残地であり、現在車庫が建っておりました。残りの筆には蔵、作業場等の建物が建っていました。 チェックシートに照らし合わせても、非農地申請は妥当だと考えます。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号142番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。引き続き整理番号143番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事	務	申請地は西品治、現況は昭和41年頃に住宅が建築され隣接地と一体として建物敷地の一部として利用しているものです。
局		人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号143番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。引き続き整理番号144番を審議します。担当推進委員、川口委員の報告をお願いします。
川	口	申請者、農業委員、事務局、私の4人で現地を確認しました。現地は相当以前から耕作しておらず、竹林となっていました。平成4年頃に50㎡ぐらいの車庫を建てています。子供が帰ってきて家を建てようと考え、調べたら農地のままだったので、この度の申請になったものです。
委	員	農地行政上も特に支障のない土地と思われます。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号144番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。引き続き整理番号145番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事	務	申請地は賀露、現況としましたは20年以上前から耕作しておらず、現在は駐車場として利用しているものです。
局		人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号145番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。引き続き整理番号146番を審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。

柳田委員	昭和50年ごろに農業用倉庫が建築され、隣接地と一体的に宅地として利用されています。人為的な潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。
議長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号146番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 以上で議案第68号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第69号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	別紙の農用地利用集積計画をご覧ください。 利用権を設定しようとするものが、新規27件で更新が35件、合計62件です。面積は田が159,845㎡、畑が28,452㎡、樹園地その他が4,183㎡の合計192,480㎡となっています。また、所有権移転が1件、畑で724㎡となっています。権利種別の内訳は、賃借権40件、使用貸借権22件、所有権移転が1件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議長	では、一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
岩永委員	8ページのイチゴの賃借が高いのは何か理由がありますか。
議長	事務局分かりますか。
事務局	ビニールハウスが建っており、それ込みの金額となっています。金額は高いですが、それなりに収益はあると思われます。
岩永委員	6ページの野菜とあるがどんな野菜を作っているのか、わかれば教えてほしい。
議長	事務局分かりますか。
事務局	確認して後日、回答します。
議長	その他、質問はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第69号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第70号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>別紙の農用地利用配分計画（案）をご覧ください。</p> <p>今回鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は田が69,054㎡、畑が15,810㎡、樹園地が3,883㎡となっております。権利の種別の内訳としましては、賃借権が33件、使用貸借による権利が26件となっております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>一括で質問・意見を受け付けます。</p> <p>（質疑・意見なし）</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第70号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について</p> <p>(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について</p> <p>(4) 農地の形状変更届出書の受理について</p> <p>(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和3年度第11回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: center;">閉会 午後2時30分</p>